

令和7年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名： 原町小学校内学童保育クラブ

<自己チェックの進め方>			
①各施設単位で、運営の内容について確認します。			
②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。			
③その際、別紙「自己チェックリスト」にある『評価の着眼点』を目安にしてください。また、併せて『放課後児童クラブ運営指針解説書』も参考してください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。			
④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。			
例えは「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」といった三段階でdropdownリストから選択してください。なお、評価の対象に当たる場合は、「-：該当しない（評価の対象に当たらない）」を選択してください。			
⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由（なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案などを）コメント欄に必ず記入してください（100字以内）。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。			

I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
1 趣旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	運営指針に基づいて年間計画を作成し、学童クラブが果たす役割や学童クラブの質の向上と機能の充実に努めている。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	放課後児童健全育成事業の役割を理解し、学校や保護者と連携をしながら育成にあたっている。
3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○	発達段階に応じた遊びや生活が行えるように安心できる環境を整え、育成支援を図ることを理解している。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○	保護者会や個人面談、お迎えの時や日々の連絡帳でのやりとりを通して、子どもの様子を共有している。また、学校とも子どもの様子を共有している。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○	子どもにとって適切な環境を得られるよう支援する役割を担うことや、複数の職員の視点を持って環境に応じた支援が必要であることも職員は理解している。
	(4)放課後児童クラブの社会的責任	○	研修への参加も含め、自施設内でも常に自己研鑽に励みながら必要な知識や技能をもって、子ども一人ひとりの人権に十分に配慮し、育成支援を行えるよう努めている。
4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○	研修や職員会議、日々のミーティングを通じて、職員の言動が子どもや保護者に対して影響を与える場合があることを自覚し、育成支援の向上に努めている。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○	研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取り組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実に努めている。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	職員間での報連相（日々のミーティングも含め）、引継ぎノート等を活用することで、迅速に対応できるよう努めている。
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○	子どもたちの様子や情報を共有し、子どもたち一人ひとりへの支援について話し合い、実践と反省を行いながらより良い支援ができるよう努めている。
	(2)研修等	○	職場内外の様々な機会を捉えて資質の向上を図るために研修等の機会を充実させ積極的に放課後児童支援員に周知を図り参加を促している。
	(3)運営内容の評価と改善	○	令和元年度より運営主体が実施する利用者アンケートに加え自己評価を導入することで事業内容の向上や改善を図ると共に、ウェブサイトでも結果を公表し各学童保育クラブがどのように取組んでいるかを明らかにしている。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	子どもの発達状況や発達過程を理解し、一人ひとりの特性を把握しながら寄り添った育成支援を行っている。

II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○	子どもと保護者にとって学童保育クラブが安全であり安心をして過ごせる生活の場として通わせられることができるよう努めている。
	(2)育成支援の留意点	○	年齢や発達段階の違う子どもたちが共に過ごす場であり、子ども同士の関係を把握し、子ども達の思いを考慮した集団生活ができる場となるように努めている。
9 障害のある子どもの対応	(1)障害のある子どもの受け入れの考え方	○	障害がある子どもの受け入れの考え方を理解し、保護者との連携を密に取りながら、可能な限り受け入れられるように努めている。
	(2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○	研修や連絡会等に参加し、障害のある子どもの育成支援にあたっての留意点を理解し、育成支援を行えるよう努めている。
10 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○	児童虐待の早期発見と報告の義務化されたことを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。
	(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○	保護者との関係性において、保護者の悩み等に気付けるよう心掛けている。支援が必要な場合は、関係機関に報告し連携をして適切な対応をすることを理解している。
	(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○	子どもの利益を損ねることのないよう、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意している。
11 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○	帰宅時間や欠席や出席への変更等は、安心でんしょとを利用して確認をしている。連絡のない欠席については電話連絡を取り、子どもの所在を確認している。遊びや生活の様子については、おたよりや日々の連絡ノート、お迎えの際に伝えている。
	(2)保護者からの相談への対応	○	日々の子どもの様子を伝えいくことを通して保護者との信頼関係づくりに努めている。また、相談を受けた内容は些細なことでも受け止めて、相談しやすいように丁寧な対応を意識している。
	(3)保護者及び保護者組織との連携	○	保護者会や個人面談などで子どもの様子を共有したり、保護者が参加できる行事を設け、保護者との協力関係を構築できるよう努めしていく。

12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	<input type="radio"/>	子どもが生活に見通しを持てるよう、年間計画や日々のプログラムを考え、おたよりや保護者会等で伝えながら、保護者と共に理解を得られるようにしている。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	<input type="radio"/>	子どもたちの意見も尊重しながら日々のプログラム作りを行い、保育日誌やミーティングでの記録、環境整備等を行っている。
13	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	<input type="radio"/>	日々の接拶や校庭・体育館等の学校施設の利用申請、情報共有や情報交換を行い連携を図っている。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	<input type="radio"/>	個人情報保護法に基づき、適切に取り扱っている。
14	保育所・幼稚園等との連携		○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	<input type="triangle"/>	新入所児童で配慮が必要とする場合は、様子を聞いたり保育参観を行えるよう努めている。
15	地域、関係機関との連携		○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	<input type="radio"/>	近隣の児童館や学童保育クラブと連絡を取り、連携を図れるよう努めている。また、住区住民会議への参加を通して連携を図れるよう努めている。
16	学校・児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1)学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	<input type="radio"/>	校庭や体育館を利用するにあたっては、年度当初に使用方法を確認し、日ごろから連携を図っている。また放課後児童クラブとして利用する際は学校施設使用申請書を提出して利用している。
		(2)児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	<input type="radio"/>	—

III 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント	
17	衛生管理及び安全対策	(1)衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	<input type="radio"/>	手洗い・うがい、手指消毒及び室内の換気、室内清掃等の衛生管理を徹底している。感染症の発生時における対応方針を予め定めている。
		(2)事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	<input type="radio"/>	ケガや事故を防止する為にヒヤリハットの共有、室内環境の安全点検も必要に応じて対策を行っている。ケガや事故の発生時には迅速に対応できるよう情報を共有し、再発防止対策を話し合っている。
		(3)防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	<input type="radio"/>	毎月避難訓練を実施し、避難方法や誘導の仕方、避難経路の確認をしている。ランランひろばとも合同の避難訓練も必要に応じて行っている。
		(4)来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	<input type="radio"/>	子どもの登所・帰宅経路の安全確認をしている。悪天候や不審者情報、連絡なしのお休み等必要に応じて、保護者に電話連絡を取り、居場所の把握やお迎え要請など安全確保に努めている。

IV 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント	
18	施設及び設備	(1)施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。	<input type="radio"/>	子どもが安全に安心して過ごせるよう、体調の悪い時等に静養するスペースの確保や気持ちを落ち着かせるスペースを用意している。
		(2)設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	<input type="radio"/>	個々のロッカーの整備や、子どもが興味を持てるような遊具や玩具、図書の備品等を備えている。
19	職員体制	(1)職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	<input type="radio"/>	支援の単位ごとに2人以上の職員を配置している。
		(2)育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	<input type="radio"/>	受入可能数45名の育成支援を行なっている。
		(3)放課後児童支援員の雇用形態	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	<input type="radio"/>	放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善や労働環境の整備に努めている。
		(4)勤務時間	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要となる時間を前提として設定している。	<input type="radio"/>	子どもの受け入れ準備、打合せ、育成支援の日誌作成、清掃、片付け、配布物等の作成、事務処理等を含め開所時間の前後に準備時間を設けるよう努めている。
20	子ども集団の規模(支援の単位)	○適切な子ども数の規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	<input type="triangle"/>	区としては、現在の入所希望に対応するため、当面の間、1つのクラブにおいて70名を上限とし、それを超える場合は、2クラス等の運営ができるように施設を整備することとしている。	
21	開所時間及び開所日	○開所時間及び開所日を適切に設定している。	<input type="radio"/>	開所時間は8:00～19:00とし、開所日は、年間290日程度となっている。	
22	利用開始等に關わる留意事項	○利用開始や退所に關わる留意事項を理解し、適切に対応している。	<input type="radio"/>	区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のウェブサイトでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。	
23	運営主体	(1)運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	<input type="radio"/>	放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
		(2)運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	<input type="radio"/>	放課後児童クラブの運営主体の留意点6項目について理解し運営に努めている。
24	労働環境整備	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	<input type="radio"/>	運営主体の会社は、健康診断やストレスチェックなど健康管理を実施したり、職員の働き方に合わせた労働環境を適切に整備している。	
25	適正な会計管理及び情報公開	(1)会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	<input type="radio"/>	放課後児童クラブの公益性に照らし、保育料徴収の手続きや管理及び執行を適正に行い、執行状況報告について監査等を行い適正な会計管理に努めている。
		(2)情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	<input type="radio"/>	事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任を果たすよう努めている。